

# 始良市立保育所等の運営にかかる提言書

平成29年12月

始良市公立保育所等あり方検討委員会

第1章	はじめに	1
1.	あり方検討委員会設置の背景と目的	1
2.	保育所等の概要	1
3.	審議経過	2
第2章	公立保育所等の現状と課題	3
1.	施設の現状	3
2.	公立保育所等の課題	3
第3章	公立保育所等の果たす役割	5
1.	市全体の保育の質（保育水準と保育の資質）の維持向上	5
2.	他の行政機関との連携による子育て・保育施策の充実	5
3.	保育所定員数の調整等	5
第4章	提言	6
1.	公立保育所等の運営についての提言	6
2.	付帯意見	7

## 第1章 はじめに

### 1. あり方検討委員会設置の背景と目的

始良市では子育てと仕事の両立支援のため、男女が共同し、子どもを安心して生み育て、健やかに育つまちづくりに向け、さまざまな子育ての支援を進めています。その一環として、市内には公立保育所4か所、公立認定こども園1か所、私立保育所13か所、私立認定こども園8か所、小規模保育施設2か所の計28か所が設置され、平成29年4月1日現在で0歳の乳児から就学前児童にいたる約2,200人の児童の保育を支援しています。

本市は、鹿児島県内では数少ない人口が増加している活気ある地域であり、近年の女性就労の高まりや地元雇用の増加により保育所の需要が増しています。こうした保育ニーズに対応するため、公立保育所、公立認定こども園（以下「公立保育所等」という。）においては、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき保育サービスを提供してまいりました。

公立の保育施設は、昭和30年代頃の早い時期から保育に欠ける家庭の児童を受け入れ、公的な役割を果たしてきました。その中で、蒲生幼稚園・蒲生保育所は、早くから幼保一元化を目指し、平成19年から認定こども園（大楠ちびっ子園）として運営をしてきました。これら公立の保育施設の運営については、保護者の子育てに対する意識の変化もあり、一時保育や休日保育等の、より充実した保育が望まれています。

また、市の健全な財政運営を推進していくため、限られた人員・財源による市民サービスの維持・向上と運営経費の最少化・効率化を図ることが必要となっています。

「子ども・子育て支援新制度」が始まり2年が経過する中での本市のこのような現状を踏まえ、これからの本市の公立保育所等のあり方や将来像について広くご意見やご提言をいただき、民間活力の導入も含めた時代に即した公共施設のあり方や方向性を検討し、今後の保育行政に活用するため、「始良市公立保育所等あり方検討委員会」を設置いたしました。

この提言書は、公立保育所等の今後のあり方について検討することをその目的として、公立保育所等の現状と課題を整理し、今後の方針について取りまとめたものです。

### 2. 公立保育所等の概要

公立保育所等は、始良・加治木・蒲生地域に5か所設置しています。

施設名	設立認可年月日	定員	所在地
小山田保育所	昭和41年2月20日	40人	加治木町小山田1386番地
加治木保育所	昭和36年4月1日 (昭和56年4月移転)	60人	加治木町諏訪町185番地2
重富保育所	昭和37年4月1日 (昭和57年3月改築)	60人	平松6252番地
帖佐保育所	昭和27年9月1日 (昭和58年3月改築)	55人	鍋倉740番地
大楠ちびっ子園	平成19年4月1日	216人	蒲生町上久徳1194番地18

### 3. 審議経過

実施日	協議内容
平成 29 年 5 月 23 日	第 1 回 保育所の現状と役割 (1) 委員会設置の趣旨と今後のスケジュール (2) 始良市の保育の現状 1. 人口の推移 2. 保育サービスの利用希望 3. 保育施設の入所児童数 4. 保育サービスの状況 5. 小学校区別の保育所等施設の状況 (3) 始良市の公立保育所等の現状 1. 施設の配置及び状況 2. 職員構成の現状
平成 29 年 6 月 20 日	第 2 回 公立保育所等の課題 (1) 始良市の現状 (2) 公立保育所等における課題と現状
平成 29 年 7 月 24 日	第 3 回 課題の検討 (1) 公立保育所等の現状と課題 (2) 公立保育所等の果たす役割と今後の方針
平成 29 年 8 月 28 日	第 4 回 提言書の内容検討 (1) 質疑回答及びアンケート実施による結果報告 (2) 始良市立保育所等の運営にかかる提言書について
平成 29 年 9 月 25 日	第 5 回 提言書のまとめ (1) 始良市立保育所等の運営にかかる提言書について

## 第2章 公立保育所等の現状と課題

### 1. 施設の現状

平成 29 年 4 月現在

施設名	現状
小山田保育所	築年数：52年経過 定員：40名 立地状況：河川沿いの低地にあり、河川氾濫の影響を受ける。
加治木保育所	築年数：37年経過 定員：60名 立地状況：街中であって建物に囲まれているため、避難経路に問題がある。
重富保育所	築年数：36年経過 定員：60名 立地状況：正門が公道に接していない。
帖佐保育所	築年数：35年経過 定員：55名 立地状況：周辺地域の高齢化が進んでいる。
大楠ちびっ子園	築年数：14年経過 定員：216名 立地状況：河川沿いに位置している。 給食：0～3歳児の給食は自園調理 4歳～5歳児の給食は市の給食センターから搬入 通園バス：2台

### 2. 公立保育所等の課題

#### (1) 待機児童の解消

本市の待機児童の現状をみると申込者数の増加等により継続的に存在しており、平成 28 年度が 25 人、平成 29 年度が 39 人となっています。平成 26 年度からは、0～2 歳児を中心に待機児童が発生している状況です。この現状を踏まえ、行政として果たすべき役割を考慮しつつ、待機児童の解消に向け、より充実した保育施設を効率的に展開することが課題となっています。

#### (2) 公立保育所の老朽化と建替え等による市の財政への影響

市の公立保育所は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設しており、施設の老朽化による保育環境の悪化は否めない状況ですが、これまで適切な維持管理に努めてきています。今後も入所児童のよりよい保育環境を目指し、法令等に準じた改善を行っていく必要があります。ただ、保護者の送り迎えのための駐車場の確保には各施設とも苦慮している実情があります。

また、河川沿いの低地にあるため、河川氾濫の影響を受けやすい施設や周りが建物に囲まれており、火災の場合の避難経路の確保に不安のある施設等立地条件により、防災上の課題を抱える施設もあります。

平成 16 年度から、国の三位一体改革により、公立保育所への運営費補助が一般財源化されました。それに伴い、公立保育所の国及び県からの負担金がなくなり、その分は市の一般財源からの支出となっています。また、平成 29 年度の保育所等整備交付金（厚生労働省保育対策関係予算）及び認定こども園施設整備交付金（文部科学省幼児教育関係予算）は、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業に対するものです。小規模保育所の整備においては、一定の要件を満たせば市でも補助の対象となりえます。しかし、保育園の新設、建替えを行う場合は、原則、社会福祉法人や学校法人といった民間事業者が対象となり、公立保育所の新設や建替えの費用は補助の対象となりません。

したがって、今後、公立保育所について建替えや耐震補強工事や大規模改修工事等を行う場合、市として多額の費用が必要となります。

### （3）保育環境の整備（職員配置と保育の質の確保）

保育所の職員配置については、児童福祉法による配置基準が定められています。市内の公立保育所は、旧町時代の昭和 30 年代から設置していますが、職員配置基準に沿って多くの保育士を採用してきました。しかし、近年は、市の健全な財政運営と限られた人員・財源による市民サービスの維持・向上と運営経費の最少化・効率化を図るため、正規職員の新規採用は行われていません。その結果、現在では正規職員数より非常勤職員数が多い状況になっています。今後は定年退職等により、正規職員数がさらに減少していくという課題を含んでいます。

さらに、正規職員を採用しないことによる不足人員の補充を非常勤職員で賄っているため、クラス担任に非常勤職員を配置せざるを得ない状況となっています。職員配置基準に沿った配置はしているものの全国的に慢性化する保育士不足の現況を鑑みれば、今後、継続的に保育の質を維持することも一つの課題となりえます。

また、近年は、核家族化による出産・子育てをめぐる環境が大きく変化し、子育てを社会としてサポートする必要性が高まっています。地域における人付き合いの希薄化や世帯構造の変化により家族支援を期待できない部分が多く見られ、社会が多様化される中で、様々な支援や対応が必要な児童が増える傾向にあります。併せて、児童のアトピー及びアレルギー等の体質に合わせた食事などへの配慮のため、設備の充実や専門の人材の確保も課題となっています。

### （4）子どもの健やかな成長のための柔軟な施設運営

本市の子育て基本条例（平成 25 年 4 月施行）により、市は、家庭、学校、地域社会及び事業者が、それぞれの果たすべき役割と責任に従い、協働して自立する子どもの育成を推進できるように、支援に関して必要な施策や措置を講ずるものとするがあります。それぞれの保育施設では、この条例の趣旨を踏まえ、小学校への進学を見据え、幼稚園や小学校との交流をはかり子どもたちの健全育成に資する必要があります。また、公立認定子ども園（大楠ちびっ子園）は、保育施設が蒲生地区に 1 箇所しかないことから子育て支援センター機能の充実と強化を図る必要があります。

### 第3章 公立保育所等の果たす役割

#### 1. 市全体の保育の質（保育水準と保育資質）の維持向上

保育の内容について、保育所は「保育所保育指針」に基づき、認定こども園は「子ども・子育て支援制度」における幼保連携型認定こども園教育・保育要領により教育・保育が実施されており、公立・私立の別なく一定の保育サービスを提供しています。今後も、保育教諭や保育士の技術・技能を含む研修等に積極的に参加し、保育の質の向上を図らなければなりません。

#### 2. 他の行政機関との連携による子育て・保育施策の充実

地域における子育て拠点施設として、蒲生地区の保育施設は、大楠ちびっ子園が1か所しかないことから、その機能の強化と充実をはからなければなりません。また、保育所、幼稚園、学校、コミュニティ協議会で子育てに関する様々な事業を継続して展開し、効果的な事業を推進するため、就学前のみならず、子育て期全般を捉えた取り組みとして、子育てに関する窓口の一本化をはかる必要があります。

こうした中で公立保育所等は、これまでの知識や経験を積極的に提供し、地域や学校と協力、連携し、子育て支援の充実を図る役割を果たさなければなりません。

#### 3. 保育所定員数の調整等

定員を恒常的に超過する場合として、直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%を超える施設は、3年目以降に公定価格の減算がされる取り扱いとなっています。

しかし、待機児童を巡る現状に鑑み、2号、3号の入所については、昨年よりその期限を2年度間から5年度間にする緩和措置が設けられました。今後は、利用定員を超える場合であっても設備運営基準を満たしている等の受入条件が整っている場合には、該当する保育施設と協議の上、入所措置を行う必要があります。

また、公立保育所・公立認定こども園については、緊急時の受け入れ口として入所枠を確保する対応を行ってきましたが、今後は待機児童の解消に向け可能な限り受け入れを行わなければなりません。

育児休業明けの保護者については、兄弟入所の場合も含め優先入所させる必要があることから加点の見直しを行う必要があります。また、既に入所している児童で、保護者が育児休業に入った場合、保護者の希望により1年まで入所することが可能となっていますが、育児休業の期間延長等の多様な保育ニーズに応えるため、今後は1年6ヶ月迄入所できるよう現行の見直しを行うべきであります。

## 第4章 提言

共働き世帯の増加や女性の社会進出、また、就労形態の多様化によるあらゆる保育ニーズに対応し、適切な保育サービスを実施していくためには、柔軟な事業展開が可能となる民間事業者の力を活用していくことは不可欠であります。市が保育を提供していく上で行政としての責任を果たしていくことはいうまでもないことですが、公立と私立がそれぞれの特徴を活かし、連携・協力することにより、児童の健全育成のため一層の保育サービスの充実をはかっていかなければなりません。

### 1. 公立保育所等の運営についての提言

本市の保育の状況や今後の方向性を踏まえ、公立保育所・認定こども園のあり方を検討する上で、次の3点に留意し検討を行ないました。

#### (1) 子どもたちの視点に立った施設整備

保育所では、一定の保育水準を保持するために示された「保育所保育指針」に基づき日々の保育を行っています。一方で、認定こども園については、「子ども・子育て支援制度」における幼保連携型認定こども園教育・保育要領により教育・保育を実施しています。保育所においても、改定する方向性が示され、平成30年4月にはそれぞれの指針・要領の内容がほぼ同一のものとなる予定となっています。子どもたちの教育や保育の方向性が統一的に示され、今後、さらに少子化が加速するといわれる状況下において、保育施設の整備をするにあたっては、公立幼稚園を認定こども園にするなど子どもの視点に立った最も望ましい姿を模索していく必要があります。

#### (2) 様々な支援や対応が必要な児童に対する相談窓口や体制の整備

障害の早期発見と重度障害児や発達障害児など児童の状況に応じた適切な支援を行なうため、研修の充実等による保育士のスキルアップを図るとともに、環境整備や保育士加配のための支援制度の充実と、子育てに関する窓口の一本化の過程において、各保育所等との連携を強化するための体制整備を行なわなければなりません。同じく、療育等への支援を必要とする家庭に対しても、関係行政機関との連携を図り、積極的に育児指導・相談等の支援に取り組む必要があります。

また、児童の健全な育成と保護者を支援するため、状況に応じた保育環境の整備を行なうことも必要であります。

#### (3) 地域の一翼を担う保育所（地域に根ざした特色ある保育の展開）

核家族化、地域の間人関係の希薄化など、近年の子育てをめぐる環境を踏まえると、今後は、社会全体で子育てを支えることが必要となっています。このような状況の中で、地域が子育てに関わるためには、保育所がその地域の一翼を担い、地域の子育て力を支援する役割を持つ必要があります。また、小、中学校以外にも、自治会や老人会など地域との連携や積極的な交流を行うことにより、「地域の子どもを地域で育てる」という共通の視点に立つことが重要であります。



今後は、地域との連携を重視し、その特性を生かした保育所運営を目指すにあたり、保育ニーズに応えた施設規模となっているか等、総合的に勘案する必要があります。

以上の点に留意した上で、公立保育所等の運営について以下の提言とします。

施設名	提言内容
小山田保育所	当面は現状のまま公立で運営 いずれは複合的な施設を整備する。
加治木保育所	民間に譲渡
重富保育所	民間に譲渡
帖佐保育所	民間に譲渡
大楠ちびっ子園	民間に譲渡

## 2. 付帯意見

### <譲渡のスケジュールと周知説明>

- ・譲渡のスケジュールやその方法については、住民への十分な周知を行なうこと。また、市の方向性が決まり次第すみやかに保護者への説明を行なうこと。
- ・現状のままでの民間譲渡を基本とするが、事業所からの要望等があった場合には柔軟に対応できるようその方法を模索し、併せて住民へも周知を行なうこと。

### <譲渡先の選考>

- ・譲渡先の選考については、市内の社会福祉法人、学校法人などの公益法人を第一候補とするなど地域性や実績を踏まえて慎重な選定を行うこと。
- ・選考は、公立保育所等の保育水準を満たし、現在実施の保育サービスは継続して行うこと、大楠ちびっ子園での子育て支援センター機能についてはその機能を引き継ぐことを条件とするなど保育園運営上の内容を中心とした審査を行うこと。

### <移行の体制等>

- ・民間譲渡となった保育所等については、移行のための準備期間を十分に確保すること。また、環境の変化による子どもへの配慮と保護者への十分な説明を行うことを最優先とした上で、市と事業者との引き継ぎはその体制や内容について万全を期すること。
- ・移行準備期間中には、市と事業者が合同で保育に当たる期間を設ける等、子どもたちが移行後の職員に早くなれるよう配慮すること。
- ・移行後の園へ継続入所を希望する場合や、転園を希望する場合のいずれについても優先的に入所できるよう配慮を行なうこと。
- ・保育士に関しては、移行先での勤務を希望する場合は、継続して勤務できるよう事業者と協議する等、その身分保障について、最大限の配慮を行なうこと。